

議 長 日程第2「議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。これまで町の事務に適用してきた県の準則条例が平成29年4月1日付で廃止され、令和4年3月31日をもって経過措置も終了することから、令和4年4月以降の運用に向けて、町内の実情に合わせた町の準則条例を制定するため、提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第45号でございます。松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例について御説明をさせていただきます。

この準則条例につきましては、工場立地の際、設置しなければならない緑地等の割合をですね、定めるこの法律の改正に伴いまして、町がこの基準を定めるために制定をするものでございます。新設条例となりますため、条ごとの説明を差し上げるところではございますが、その前にですね、法律やこの制定に至る経緯、定める基準の概要につきまして、あらかじめの御説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、条文の後のほうですね、参考資料の1を御覧ください。こちらにつきましては、9月に開催をされました全員協議会にてお示しした資料と同じものとなっております。

まず、工場立地法とは、一定規模以上の工場、これを特定工場と呼びますが、が新設や増設された際、環境保全また経済発展、この両面に寄与するため、敷地面積に対する生産施設、緑地、環境施設の割合等の基準を定めている法律でございます。

2番目ですね。次に、この準則条例、なぜ制定するかについてとなります。法律が制定された当初におきましては、国が定めた基準、これが全国一律でございました。が、平成9年の法改正によりまして、地域の実情に応じて緑地、

環境施設の割合を定めることとなり、まずは県の準則条例でこういった割合が定められてきてございます。さらに、平成29年、全ての町村が条例によりこうした割合を定める旨の法改正がございました。このことにより、県のほうの準則条例は廃止となってございます。廃止となったんですが、令和4年3月31日まではですね、いわゆる経過措置が設けられて、県の準則条例に基づく事務を行っているところなんですけれども、来年の4月以降の運用に向けて、町準則条例を新たに制定するものでございます。

恐れ入ります。おめくりいただきまして、参考資料の2を御覧ください。この準則条例で定めます割合であります、特定工場の敷地の面積に対する緑地の面積、また環境施設の割合でございます。囲みの上側にある2つの囲み、四角の囲みですね、こちらに定義をしてありますように、まず緑地とは、字のとおりでございますが、樹木や芝生などが生育する区画や、例えば施設屋上の緑化施設となっております。

次に、環境施設という言葉です。こちらは、ただいま申し述べた緑地にさらに加えるもの、屋外運動場、広場、教養文化施設、池、雨水浸透施設、こういったものを緑地にプラスして、合わさったものが環境施設というふうになってございます。

この2つの割合については、町の都市計画における用途地域ごとに定めることとしております。

おめくりいただきまして、裏面の表を御覧いただきたいと思います。本町ではですね、住居系・商業系の用途地域がございまして、見方としますと、表の左方の上から1段目ですね。こちらにおきまして、敷地面積が9,000平米を超えるような工場立地というのはですね、いわゆる住居系・商業系ではなかなか想定し得ないこともございます。また、そういうこともあって、従来から適用してきた県の基準である緑地を25%、環境施設を30%、それぞれ以上ですね、を維持することとしております。

一方でですね、表の2段目、準工業地域とございまして、いわゆる工業系の用途地域については、本町においては御案内かと存じますが、宮下の地区にで

すね、準工業地域のみがございませう。これを県においては緑地が20%以上、環境施設は25%以上とされていたものを、この町準則条例におきましては緑地を15%以上、環境施設を20%以上とするものでございませう。

準工業地域について、緑地また環境施設の面積割合を、従来の県基準より緩和する理由につきましては、本町は豊かな自然環境を十分に有していること、また特定工場における積極的な設備投資、また雇用の拡大、こういった地域の実情を踏まえ、設定をさせていただきました。

表の今、2段目までいきましたけど、3段目、4段目、こちらについては本町に存在しない用途地域でございませう。つきましては、町準則条例で定めることはしないんですが、こういった用途地域ができた場合は、ルール上、自動的に国基準となるものでございませう。

表の最後、5段目に重複緑地算入率という言葉がございませう。こちらについては、先ほど説明した緑地、環境施設ございませうけども、緑地以外の環境施設、ちょっと分かりにくいんですけどね。例えば太陽光発電施設や、この先ほど説明した環境施設にも当たらない駐車場、こういったものの施設においても、工夫により緑地が存在する場合、これを緑地の面積に重複して算入できる割合、これについての定めでございませう。こちらについては県の基準と同様に、算入率を2分の1と、50%以内と定めてございませう。

条例の制定に向けた手続といたしましては、9月全員協議会で御説明を申し上げた後、10月にパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは1名の方から御意見をお寄せいただいでございませう。

ということで、ちょっと前置きが長くなって大変恐縮でございませうが、議案の条例本文のほうにお戻りをいただければと思ひませう。

それでは、条ごとに御説明を申し上げます。概要を申し上げます。第1条は趣旨でございませう。この条例は、法の規定により公表された準則に代えて適用する準則、これを定めるものでございませう。

第2条の定義につきましては、法で使用している用語をこの条例でも用いるということでございませう。

第3条、こちらについては、本町の用途地域別の区域におけます緑地面積率、環境施設面積率を定めております。先ほど見ていただいた表が、もう少し合算したような感じになっていますけども、表の1段目、下のほうにある表の1段目にある用途地域、第一種中高層住居地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び市街化調整区域を甲区域として、先ほど説明したように緑地が100分の25以上、環境施設が100分の30以上となっております。続いて表の2段目、こちらが準工業地域、こちらを乙区域とします。におきましては、緑地が100分の15以上、環境施設が100分の20以上と定めております。

おめくりいただきまして、第2項におきましては、環境施設以外の施設等における緑地の面積を2分の1を上限として緑地に算入できる旨を定めてございます。

第4条におきましては、第3条において甲区域、乙区域としましたが、さらにその他の区域も含めて、工場の敷地がまたがった場合に適用すべき割合の調整、これを定めたものでございます。

本則が終わりまして、最後、附則でございまして、第1項におきましては施行期日を令和4年4月1日としております。

第2項におきましては、経過措置として、昭和49年6月28日以前に設置の特定工場の生産施設の面積を増加させるとき、これは国の準則で定められた数値を本準則条例の割合に係る数値、それぞれ読み替えることを規定してございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 2点ですね。条例がですね、出されましたが、規則を、これに係るですね、規則をつくられる予定はあるのか。

とですね、この適用についてですね、実際に…こういうふうな条例をつくってですね、これはどういうふうな形になるのか、努力義務なのか、強制的なものが、例えば建築確認等が新しい敷地に新しい工場を造る、新築とかですね、

増築の際に適用されるという説明がありましたが、そういった場合に建築確認と併せることによって、ある程度の効果を持たせるというふうな手法もあるかというふうに思いますが、そういったもの、町のほうが考えてですね、相手方に対する要求というのがどんな形を考えているのか、その2点をお伺いいたします。

観光経済課長 御質問2点頂きました。1点目の規則の制定につきましては、予定をしてございません。あくまで、この国の…国・県またいで、最終的に町でのこの準則ということで、その基準を、割合を示した条例でございますので、規則の予定はございません。

2点目に、あとはこういった割合をつくったはいいけども、どのような運用が考えられるかという点につきましては、工場立地法に関しては、第6条ですね、届出という事務がございます。（私語あり）立地法の…あ、すみません。ちょっと今日、法律のほうはお示ししておりませんが、法律のほうではですね、やはり変更の届出、届出としての義務がございます。具体的なイメージの話を申しますと、今言ってる準工業地域におかれましては1社、非常に優良な企業が展開されております。その会社様がですね、2年前ですかね、施設内の工事社屋を増設したときがございました。そのときに、当然この法律に照らして届出が必要で、そのときにこの割合をしっかりと確認をさせていただいた経緯がございます。イメージとしては、そういう形で担保されるものと。その施設の新設、新設、こういったときには、まず町のほうにも届出があるということで御理解をいただければと思います。

6 番 井 上 規則は、こういった準則を定める条例ということで、ないということで理解をします。

あともう1点ですね、運用に対して町の届出があるということで、そういった部分というのが、やはり工場立地法の中で細かい規定があるのか。それとも、それは町のほうが要綱なりでですね、例えば届出についてはいつまでに届出をしなければいけない等々の規定は要綱等でですね、定めるのか。もしそれらの届出をしない場合の対応策についても同じでですね、工場立地法、法律のほう

でそういう規定があるのか、町のほうが別途ですね、要綱等で定めていくのか、そこをお伺いをいたします。

観光経済課長　まず、法に基づく今までは、また県の準則を用いて運用してきたものでございます。ただ、法に基づく届出が必要という整理がある中では、従来と変わらないと、運用としては。そのように考えております。

議　長　ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。